

川崎医療短期大学入学資格審査規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、川崎医療短期大学学則（以下「学則」という。）第20条第3号に規定する入学資格審査に係る申請の方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請の資格要件)

第2条 申請できる者（以下「申請者」という。）は、学則第20条第1号、第2号及び第3号アからオまでに掲げる者以外の者で、入学年度の前年度の3月31日までに18歳に達するものとする。

(入学資格審査の申請)

第3条 申請者は、入学資格審査を希望する時は、入学資格審査申請書（第1号及び第2号様式）に次の各号に掲げる必要書類を添えて、学長へ申請するものとする。

- (1) 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込み証明書
- (2) 最終学校の履修状況調査書
- (3) 最終学校の教育課程等を証明する書類
- (4) 社会における実務経験の期間及び内容を証明する書類（該当者のみ）
- (5) 取得した資格を証明する書類（該当者のみ）
- (6) その他本学が必要と認める書類（該当者のみ）

(申請期間)

第4条 入学資格審査の申請期間は、別に定める。

(資格の審査)

第5条 学長は、第3条の規定により申請があった場合は、申請者が高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者であるかを審査するため、川崎医療短期大学入試専門委員会（以下「入試専門委員会」という。）に対して入学資格の有無について付議する。この場合において入試専門委員会は、別に定める審査基準に基づき審査する。

2 入試専門委員会は、前項の審査結果を学長に報告するものとする。

(認定書の交付)

第6条 学長は、前条第2項の審査結果に基づき、入学資格を有すると認めた者に、入学資格認定書（第3号様式）を交付する。

2 前項の規定により入学資格認定書を受けた者は、川崎医療短期大学入学者選抜試験の出願時に、当該入学資格認定書の写しを添付するものとする。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、入学資格審査に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。